

公告第636号

公 告

組合会議員の定数変更および選挙区の廃止

兵庫トヨタ自動車健康保険組規約第5条・第9条・第10条および第11条の一部変更について別紙のとおり令和8年4月16日認可申請をしたところ、令和8年4月21日付で認可を受けたので公告する。

令和8年4月24日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理事長 瀧川 高章

新旧条文対照表

新	旧																								
<p>(議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の組合会の議員の定数は、<u>22</u>人とする。</p> <p>(互選議員の議員数)</p> <p>第9条 削除</p> <p><u>選挙する互選議員の議員数は11人とする。</u></p> <p>削除</p>	<p>(議員の定数)</p> <p>第5条 この組合の組合会の議員の定数は、24人とする。</p> <p>(互選議員の選挙区及び議員数)</p> <p>第9条 互選議員の選挙は、各選挙区ごとに行う。</p> <p>2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">選挙区</th> <th style="text-align: left;">選挙区の範囲</th> <th style="text-align: right;">議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>兵庫トヨタ自動車株式会社 株式会社トヨタレンタリース兵庫 兵庫トヨタ自動車健康保険組合 ネットトヨタゾナ神戸株式会社 兵庫トヨタサービス株式会社 サンワテクノクラフト株式会社 株式会社HTグループ 法第3条4項の規定による被保険者</td> <td style="text-align: right;">5人</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>神戸トヨペット株式会社 株式会社トヨタレンタリース神戸 神戸トヨペットグループホールディングス株式会社</td> <td style="text-align: right;">3人</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>トヨタカローラ兵庫株式会社 トヨタエルアンドエフ兵庫株式会社</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td>第4区</td> <td>ネットトヨタ神戸株式会社 株式会社ネット神戸サポート</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>第5区</td> <td>トヨタカローラ姫路株式会社</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>第6区</td> <td>ネットトヨタ兵庫株式会社</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(互選議員の選挙の管理)</p> <p>第10条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。また、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。</p> <p>(略)</p>	選挙区	選挙区の範囲	議員数	第1区	兵庫トヨタ自動車株式会社 株式会社トヨタレンタリース兵庫 兵庫トヨタ自動車健康保険組合 ネットトヨタゾナ神戸株式会社 兵庫トヨタサービス株式会社 サンワテクノクラフト株式会社 株式会社HTグループ 法第3条4項の規定による被保険者	5人	第2区	神戸トヨペット株式会社 株式会社トヨタレンタリース神戸 神戸トヨペットグループホールディングス株式会社	3人	第3区	トヨタカローラ兵庫株式会社 トヨタエルアンドエフ兵庫株式会社	2人	第4区	ネットトヨタ神戸株式会社 株式会社ネット神戸サポート	1人	第5区	トヨタカローラ姫路株式会社	1人	第6区	ネットトヨタ兵庫株式会社	1人	合 計		12人
選挙区	選挙区の範囲	議員数																							
第1区	兵庫トヨタ自動車株式会社 株式会社トヨタレンタリース兵庫 兵庫トヨタ自動車健康保険組合 ネットトヨタゾナ神戸株式会社 兵庫トヨタサービス株式会社 サンワテクノクラフト株式会社 株式会社HTグループ 法第3条4項の規定による被保険者	5人																							
第2区	神戸トヨペット株式会社 株式会社トヨタレンタリース神戸 神戸トヨペットグループホールディングス株式会社	3人																							
第3区	トヨタカローラ兵庫株式会社 トヨタエルアンドエフ兵庫株式会社	2人																							
第4区	ネットトヨタ神戸株式会社 株式会社ネット神戸サポート	1人																							
第5区	トヨタカローラ姫路株式会社	1人																							
第6区	ネットトヨタ兵庫株式会社	1人																							
合 計		12人																							

新	旧
<p>(当選人)</p> <p>第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の4分の1以上の投票がなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>この規約は、次期総選挙の日から施行する。</p>	<p>(当選人)</p> <p>第11条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区内の議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の4分の1以上の投票がなければならない。</p> <p>(略)</p>